

新型コロナウイルス感染症 関連情報
郡山市新型コロナウイルス感染症弔慰金の
支給対象者が変わりました



ターゲット 3.3

2023年4月7日
郡山市保健福祉部
保健福祉総務課
課長 早川 利郎
TEL：924-3822

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

郡山市では、新型コロナウイルス感染症により亡くなった市民の遺族に対し、弔慰金を支給しています。令和5年1月27日に開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」における、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更の決定に伴い、弔慰金の支給対象を下記の通り変更しました。なお、支給額、申請方法には変更ありません。

- 1 支給対象者
 - 【変更前】令和5年3月31日までに死亡した市民の遺族
 - 【変更後】令和5年5月7日までに死亡した市民の遺族
(5月8日以降に亡くなった方の申請は対象外となる。)

以下の先順位の方(変更なし)

※同順位者が複数人いる場合は、代表者が申請・受領

 - ①配偶者
 - ②子
 - ③父母
 - ④孫
 - ⑤祖父母
 - ⑥兄弟・姉妹

- 2 支給額
 - 20万円/死亡者1人につき

- 3 申請方法
 - 死亡した日から3か月以内に、下記の必要書類を添付の上、保健福祉総務課まで郵送、又は窓口にて申請。
 - 【必要書類】
 - ①郡山市新型コロナウイルス感染症弔慰金支給申請書
 - ②郡山市新型コロナウイルス感染症弔慰金支給に関する同意書
※同順位者が複数人いる場合のみ
 - ③新型コロナウイルス感染症で亡くなったことがわかる医師の診断書等
 - ④死亡者との関係性がわかる戸籍等
 - ⑤申請者の通帳の写し

